

2023年6月12日

各位

会社名 株式会社シーユーシー

代表者名 代表取締役 瀧口慶太

(コード番号:9158 東証グロース市場)

問合せ先 執行役員 橋本 淳

(TEL:03-5005-0808)

**発行価格及び売出価格の決定並びに  
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の決定のお知らせ**

当社の公募による募集株式発行等に関する発行価格及び売出価格（以下、「発行価格等」という。）並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金 1,920円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、1株につき1,800円から1,920円の仮条件に基づいて、機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,920円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,795.20円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 960,000株

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 公募による募集株式発行

増加する資本金 5,744,640,000円（1株につき897.60円）

増加する資本準備金 5,744,640,000円（1株につき897.60円）

上場時資本金の額 6,807,687,133円

（新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。）

(2) 第三者割当増資による募集株式発行

増加する資本金（上限） 861,696,000円（1株につき897.60円）

増加する資本準備金（上限） 861,696,000円（1株につき897.60円）

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式及び売出株式の種類及び数

募集株式の種類及び数	当社普通株式	6,400,000株	
売出株式の種類及び数	オーバーアロットメントによる売出し	当社普通株式	960,000株

(2) 申込期間

2023年6月13日(火曜日)から

2023年6月16日(金曜日)まで

(3) 払込期日

2023年6月20日(火曜日)

(4) 株式受渡期日

2023年6月21日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の募集株式のうち3,312,000株が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されません。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主及び貸株人である濱口慶太、当社株主であるエムスリー株式会社、株式会社日本政策投資銀行、田邊隆通、吉田豊美、小林良成及び山田達也、当社株主かつ当社新株予約権者である桶谷主税、橋本淳、黒永雄樹、一ノ瀬昇太、牧村英佑、池田周一、石川聡一、福岡崇嘉、鎌苅亮介、寺田武史及び清水裕子は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年12月17日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しています。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年5月18日開催の当社取締役会において決議された三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っています。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。